

第9期千葉県生涯学習審議会第4回会議及び
平成24年度第3回千葉県社会教育委員会議事録

平成25年3月1日(金)
午後2時から午後4時10分
千葉県教育会館2階203会議室

出席委員(敬称略五十音順)

赤田 靖英	金 哲彦	黒澤 真澄	朱膳寺 宏一
関 亮	高田 悦子	福留 強	

出席事務局職員

千葉県教育庁教育振興部長	重栖 聡司
千葉県教育庁教育振興部生涯学習課長	黒川 浩一
さわやかちば県民プラザ所長	堀田 弘文
千葉県立中央図書館長	葉山 龍次郎
企画管理部教育政策課 教育立県推進室 主事	近藤 なつみ
教育振興部生涯学習課 主幹兼学校・家庭・地域連携室長	篠原 和行
学校・家庭・地域連携室主査	大木 圭
主幹兼社会教育振興室長	奥山 恵子
社会教育振興室主幹	西沢 峯夫
同 副主幹	高橋 正名
同 主査	鈴木 大介
同 社会教育主事	鶴岡 敦
同 社会教育主事	矢部 進
同 社会教育主事	遠山 宗利
同 社会教育主事	高蝶 武
葛南教育事務所社会教育主事	河部 純
北総教育事務所社会教育主事	山崎 民夫
南房総教育事務所社会教育主事	金房 努

1 開 会

2 あいさつ

教育委員会あいさつ（重栖 教育振興部長）

会長あいさつ （福留 生涯学習審議会会長・社会教育委員会議議長）

3 報 告

（1）幼児版家庭教育リーフレットについて

〔資料を事務局から説明〕

議 長

事務局から幼児版家庭教育リーフレットについて説明があったが、意見や質問はあるか。

委員

リーフレットの「あいうえお」の5項目について、重要度の順位をアンケートしているが、重要度よりバランスの問題であると思う。どこかに偏らず、挨拶にしても、運動にしても、読書にしてもバランス良く子育てしましょうということだと思う。リーフレットの最後のページの「親力アップ！いきいき子育て広場」のインターネットのサイトは素晴らしいものだと思うが、アンケートでは残念ながら約半分の方は「知らなかった」、「関心がなかった」という結果になっている。これに関しては、ページの作り方の工夫でかなり改善されると思う。中身は子ども向けでもよいと思うが、もう少し大人向けにして、ここにアクセスすることによって何を得られるかということが、はっきりすると良い。興味を引くキーワードをもっと入れられると良い。

事務局

来年度も幼児版リーフレットを作成するので、今の御意見を参考にさせていただき、変えられるところは変えていきたい。「親力アップ！いきいき子育て広場」を知っている幼稚園や保育園の先生、保護者は半分くらいしかいないという結果だが、1月末現在で、このサイトへのアクセス数は昨年度と比べ30万件以上増えている。内容を充実させながら、委員が言われたようにもっと目を引くような工夫を考えていきたい。

議 長

他に意見等はあるか。

委員

「親力アップ！いきいき子育て広場」のアドレスがもう少し短くなると良い。

事務局

「親力アップ！いきいき子育て広場」で検索するとヒットする。携帯電話とスマー

トフォンはQRコードでアクセスできる。

議 長

他にあるか。ないようなので、4の議事に入る。

4 議 事

(1) 県立青少年教育施設の今後の在り方について
〔資料を事務局から説明〕

議 長

事務局からの説明を受け、意見や質問を求める。

委員

鴨川青年の家と東金青年の家は、災害時避難場所として市から指定されている。鴨川青年の家は、福島県からの避難者を受け入れ、2月に避難者が帰ったということだが、もう少し概要が分かれば教えていただきたい。加えて東金青年の家は避難者がなかったのか説明してほしい。

事務局

鴨川青年の家の避難者受け入れの経緯だが、福島県にある障害者福祉施設を転々とし、避難する場所が見つからないということで、一部新聞報道等でもあったが、鴨川市が呼びし、鴨川青年の家が受け入れるに至った。東金青年の家については、近隣の避難者から打診があり、提供するに至った。

委員

その間、鴨川青年の家の他の利用者は宿泊ができず、日帰りの利用ということか。

事務局

その通りである。

委員

確認だが、各施設の収入は指定管理者に入るとのことか。

事務局

その通りである。主催事業については実費を徴収するので大きな収益になっている。

委員

報告を聞いて、青少年教育施設は必要か必要ではないかというところ、必要な施設であることを感じた。特に小学校の自然体験学習は、県内の近場で行うのが通常であると思う。課題となっているのは収支のことだと思う。収入状況はわかったが、支出状況

がわからないので知りたい。また、各施設の評価があるが、内部評価で第三者評価がないのが気になる。評価表に収支状況、財務状況があるが、収支状況をきっちりすべきである。いずれの指定管理者もBという評価なので、気になる。大きな予算をもう少し細かく、実際どのように使われているか知りたい。

議 長

今の意見に対して何かあるか。

事務局

収支状況については、次回資料を用意する。各施設の評価は生涯学習課が行っている。指定管理者の自己評価ではない。来年度指定管理の中間年になるので、外部委員による生涯学習課の評価に対する評価が行われる。

委員

収支報告書は生涯学習課で見ているということか。

事務局

その通りである。

議 長

施設の稼働率が37.8%だが、利用者のアンケートでは良い評価を受けている。

委員

評価によると運営体制がAもあれば、Bもある。アンケートの施設を利用する理由で、職員の対応が良いというのが少ないような気がする。利用者の評価と生涯学習課の評価に若干の差があるのではないか。職員の対応や資質の違いもあるので、検討していただきたい。常勤、非常勤、元教員等、職員の構成によって対応が違ってくるのではないか。やはり、経営のサービス精神を持って、上からの目線ではなく、ようこそいらっしゃいましたという対応が大切である。

委員

評価表の運営体制の記述が、施設によって様々である。君津亀山少年自然の家の評価は、アルバイトを含め職員を10名配置して、利用者サービスの充実を図ったとある。小見川少年自然の家は、指導系、管理系ともに適切な人材配置を行ったとあり、表現だけでもまちまちである。基準が明確にあって、良いか悪いか問うものがあると良い。共通評価的なものがないような気がする。県が基準を作って、それに従って合格点を与えたり、与えなかったりするような基準を作ったほうが良い気がする。

委員

こういう青少年教育施設があったほうが良いか、なくても良いかと言われれば、絶対にあったほうがよい。利用者の立場ではNPOとして利用しているし、自分の子どもが利用した立場からは、行きやすいということが1つの理由である。もう1つの理由は、料金が安いということが大きいと思う。料金が安いうえに、施設が新しかったり、食事がおいしかったりと望めばきりが無いが、青少年教育団体からすると安全で連れて行きやすい場所ということと、料金が安いということが利用する大きな理由だと思う。県が指定管理料と修繕費をどれだけ支出するかわからないが、こういう施設はできるだけ維持してほしいと思う。お金がある人たちは、いくらでも条件が良い宿泊施設を利用できると思うが、学校や青少年教育団体には難しいので、こういう施設は残していただきたい。また、稼働率が37.8%で問題があるとすれば、学校が利用しやすいように学校の教育プログラムの中に体験とか宿泊が見込めるような対応をとっていただければと思っている。ボランティアや体験活動の重要性が指導の中で大事だと挙げられているのであれば、そういうプログラムを組み込めるような状況を作してほしいと思う。

議長

宿泊を伴う体験学習で、小学校も中学校もかなり民間の宿泊施設を利用しているが、どうということか。

事務局

本日欠席されている委員に話を伺うと、鎌ヶ谷市は、ここ3年ほど河口湖方面で宿泊体験学習を行っているようである。今回のこの会議で、千葉県にこのような青少年教育施設があるということを初めて知ったということである。また、松戸市は、栃木県や群馬県に行くことが多い。東葛や葛南は、県外に民泊することが多いようである。県立の青少年教育施設に目が向いていないようである。

委員

民間の施設を利用するのは、中学校が多い。それは、登山や焼き物等の体験活動をさせたいとなると、県外の施設に限定されることが多いので、こういう結果になる。必ずしも県内の青少年教育施設に目が向いていないわけではなく、活動のプログラムとして目的をもった体験をさせたいとなると、どうしても他県の施設に行くことが多くなると思う。

議長

学校が利用する民間の施設とは、ホテルとか昔の国民宿舎のようなものか。

事務局

自分の経験では、国民宿舎である。群馬県の過疎地域にあるその施設では、学校に利用してほしいと思っている。子どもたちが来ると村が活気づき、元気になるという

ことで受け入れてくれる。村が子どもたちを受け入れるために、人を雇ってプロジェクトチームを組み、快く歓迎してくれるという状況であった。

つけ加えて言うと、最近の修学旅行は、登山など自然体験活動ができる場所まではバスで移動し、宿泊は民間施設を利用することが多いようである。このような形で民間施設を利用している学校が増えているようである。

委員

中学校では、2年生で民間施設や青少年教育施設に宿泊して、登山や食事を作る等の体験活動を行い、3年生になると文化財や歴史、民俗等を学習するために修学旅行に行くことが多い。アンケートの宿泊を伴う体験学習には修学旅行を含めているのか。

事務局

このアンケートでは、修学旅行は含まれていない。宿泊を伴う体験学習として回答していただいている。

委員

社会教育関係で宿泊施設を利用する場合、例えば、公民館と行政が主催する行事では、子どもたちの宿泊施設に対する意識が変わってきていることがわかる。みんなで畳の上で寝るのは嫌だ。風呂がある部屋に泊まりたいという要望をよく聞く。そうすると予算の問題が生じるので、行事の実施が難しい時期があって、最近では遠出の事業や宿泊の事業は、公民館では少ないように思う。子どもたちの意識の変化が原因であるような気がする。

議長

学校が青少年教育施設を利用する際は、学校単位や学年単位がほとんどである。数名の子どもたちのグループでも青少年教育施設は受け入れることはできるが、学校は親が引率してほしいということになる。教育委員会や学校が、野外活動や体験活動にブレーキをかける状況になってはいないか。仲の良い友達のグループ、あるいはサークル、あるいはクラブ活動等の利用が少ないのではないか。

事務局

学校単位や学年単位の利用が多いと思う。

委員

学校単位や学年単位の利用だけでは、ある程度の人数しか見込めない。少人数単位で利用できるよう、パンフレットや広報誌の工夫、ホームページに掲載するというような努力を指定管理者が行っているか気になる。今は、黙っていても学校から電話がかかってきて、次もお願いしますということでは、稼働率は上がらないと思う。

事務局

君津亀山少年自然の家では、主に卒業生を対象に、3月に小グループで自然体験をしませんかというチラシを作って配布している。また、リピーターを増やすため、利用者にダイレクトメールも送っていると聞いている。

議長

活動に関しての意見があったが、他にあるか。

委員

各青少年教育施設には、地域的特性はあるが、同じように運営されている。行きやすいという地理的条件もあるが、コストを削減するのであれば、1つの施設を指定して、小学生が喜ぶプログラムを集めさせ、小学校限定の施設にする。もう2つくらいの施設は、少人数で対応できるようにするなど、それぞれ特徴を持たせるというのも1つの方法ではないかと思う。そうすれば、多少移動距離は長くなると思うが、バスで行けるので、県内であればそれほど問題はないと思う。それに合わせ青少年教育施設の名称の変更も考えてはどうか。私が子どもの親だとしたら、青年の家や少年自然の家と聞いたとき、これは学校が利用するものだから、家族で行く所ではないと感じる。だから、学校対象の施設であれば、例えば、小学生・学童体験の家のような名称にする。一般の方が利用対象であれば、県民全体にオープンされたような名称にして、誰でも利用できる国民宿舎のようにすることも考えられると思う。

委員

昨年4月、全国市町村会が社会教育に関して3つの提案をしている。1つ目は、社会教育主事のあり方について検討しなさい。2つ目は、社会教育団体への補助金に関して、社会教育委員への諮問は破棄してほしい。3つ目は、公民館の弾力的運営とネーミングライツである。大きな施設では、〇〇〇スタジアムのようなネーミングがあっても良いが、地域に根差したネーミングでなければなじまないのではないかと思う。ただ、青年の家に関しては、検討の余地があると思う。

議長

国立の青少年教育施設は、青年の家や少年自然の家ではなく、青少年交流の家や青少年自然の家というが、青年の家や少年自然の家は戸籍名で、ニックネーム的な名称はあり得るかもしれない。

事務局

私は、平成8年度から10年度、君津亀山少年自然の家に社会教育主事として勤務していた。平成8年度に、各青少年教育施設をもっと惹きつけられるような名称にしようという取組があった。例えば、君津亀山少年自然の家は、ふれあいの森君亀として、家族利用もいいですよということにした。鴨川青年の家は確か、鴨青を逆さにし

て、ブルーダックだったと思う。

委員

東金青年の家はバードヒルである。

委員

ネーミングに関しては、スポーツ施設で特に盛り上がっている。地方では苦戦していることもあるが、野球場とか陸上競技場でネーミングをつける傾向がある。ネーミングのメリットは、ここにその施設がありますというように、施設の名称が道路の看板に掲げられることである。もう1つ大きなメリットは、メディアに取り上げられることである。例えば、野球場だとプロ野球の公式戦を行っているときに、その会場がメディアに出ることになるので、その露出度が高い。青少年教育施設では難しいかもしれないが、名称変更はニュースバリューがある。名称変更をしてメディアに投げかけ、千葉県内だけでなく関東近辺にも周知するのは、かなり価値がある。それを機に各指定管理の方もモチベーションがあがり、いろいろなことができると思う。

議長

私たち利用対象者が、青少年教育施設を青少年だけの対象施設と思いついでいないか。私は、青年だけの交流が、青年の交流だとは思っていない。青年だけでなく、そこに高齢者や子どもがいて交流が成り立つ。これからの千葉県においてもそうだが、高齢者の問題がある。欧米の人たちは、自分を役立てたいと思っている。高齢者を役立たせる内容はたくさんあるが、中でも青少年に対する役割は多い。青少年教育施設は、そういう場所にもなり得るのではないかと思う。青少年教育施設が公民館と協力して、高齢者が青少年を育成する。これは、かなり広がっていくのではないかという気がする。場合によっては高齢者がボランティアをしたり、子どもたちを見守ったり、植栽の手伝いをするようになったりするであろうし、ダイナミックにそうする方法もあるのではないか。高齢者が青少年教育施設を利用するというよりも、むしろ青少年の指導者としてお願いすることもあるのではないか。

委員

利用率を上げるということを考えるならば、施設で実施するプログラムを十分検討し、それをPRしていくことは大事である。私が実施した例でいうと、国際交流を行うことになったとき、地域に住んでいる外国人の方全てに案内を出した。また、駅にポスターを貼り、外部の人に事業をPRした。このような取組により、利用者をたくさん増やすことができた。平成7、8年頃、民間的な手法を取り入れ、ある仕事に関しては業者に儲けてよいことを話し、どんどん業者に任せた。そういう方法もある。いずれにしても、プログラムをその施設に合ったもの、あるいは施設の特徴を生かしたものを作り、PRすることが第一である。閑散期は、違った方法で学校にPRしていく。例えば、4月の入学式が終わって1週間以内に青少年教育施設を使って、新入

生にいろいろな体験をさせる。そうすると、学級経営がうまくいくというようなことがある。また、セカンドスクール的な活用を閑散期に行う。例えば、鴨川青年の家だと、夏は海のスポーツの利用者が多いが、閑散期は、星の観察を行う。また、房州は春が早く訪れるので、それに関連したプログラムを作って、午前中は学校のカリキュラムにしたがって授業を実施する。先生方も学校ではなく、青少年教育施設に出勤する。午後は、花の観察をしながらスケッチをする。生物と美術のどちらにするかは学校によるが、教育目標に照らし、授業時数にカウントする。そういう形にすれば、利用率は増えると思う。教育の根本に戻るが、コミュニケーション能力の不足とか、ニートとか、自殺とか、子どもが家族を刺し殺してしまうという事件があったが、今、社会は大変な問題を抱えている。そのような中で、教育とは何ぞやと考えた時、教育とは、意図的、計画的に行うものである。我々が使っている青少年教育施設の役割の1つは、そこにある。ただ単に、家族の慰安旅行、お楽しみの旅行ではなく、その中で何かを学んでいくということが大事である。そう考えると、青少年教育施設のあり方は自ずと決まってくる。教育基本法や学校教育法、学習指導要領等に体験活動の重要性が謳われているわけで、どの施設も必要であるというのが結論である。単に、費用対効果だけでなく、教育とは先行投資のようなもので、損得でいえば、後で得をするようなものであるので、方法を考えていかなければならない。だから、赤字覚悟でといったのは少しおかしいが、最大の努力をしながら、教育活動を行わなくてはならない。そういう青少年教育施設を目指していくことは大事である。こういうことを一般県民の皆さんに十分アピールし、御理解いただく。そして、当然教育関係者にも御理解いただき、どんどん活用していただく。5、6人の子どもたちのグループが施設を利用しようとした時、学校の立場からすると事故が起こらなければよいがと心配する。しかし、青年の家や少年自然の家に行くのであれば、心配ないと言えるようになれば、小グループでも利用することができる。小見川少年自然の家では、子ども会が利用している。家族の利用が増えているのは、良い傾向だと思う。先日、テレビで松岡修造さんが、4人くらいの子どもの舟で離れ小島に連れて行き、何も無い島で2、3日生活する番組を見た。視聴率は高かったようである。こういう体験はすばらしいことだし、こういう体験を子どもたちにさせたい。こういう体験をさせることができる青少年教育施設が千葉県にはあるわけなので、このようなプログラムを作って、メディアにPRしてもらえるとよい。

議 長

今、国は学校週5日制を見直し、授業時数を増やす方向に向かっている。また、体験活動が不足しているとも言っている。日本の青少年教育をどうするか、教育方針をきちんと持っていないといけない。冒険とか挑戦とか鍛錬とかは、日本の教育にはないと思う。冒険は、今の子どもたちにとって、とても重要な課題だと思うが、家庭では解決できないし、学校でも解決できないと思う。冒険、挑戦、鍛錬、この3つの教育は、日本の教育でいちばん劣っていると思う。こういう教育を、青少年教育施設を使って、社会教育としてできないか。また、キャリア教育が重要視され、小学校か

ら行われているが、民間の施設だけでなく青少年教育施設が見直される機会があるのではないかと期待している。もう1度、青少年教育施設を見直さざるをえない時が、必ずくると思っている。

委員

中央教育審議会の答申「今後の青少年の体験活動の推進について」の中に、「新しい公共」型の管理運営の更なる推進とある。従来の型どおりの運営ではなく、民間の知恵とか、企業の援助を得ながら進めていきなさいというようなことが「新しい公共」であると示されている。この答申では、所長は民間人でもよいのではないかと語っている。だから、従来の運営体制にとらわれず、新しい方向に進んでいっても良いと思う。また、企業的な努力や時代に合った取組をしていかなければならないと思う。

委員

現場の声を聞くと、小中学校は、地元の青少年教育施設を利用しているようである。中学生になると、目的をもった合宿ということで、スキーや登山が多いようである。行事の削減で2泊だったのが1泊になったのが気になったが、自然体験活動推進法の制定の動きがあるということを知り、行事の削減が食い止められるのではないかと気がした。また、学校関係以外では、社会教育部門でジュニアリーダーの育成で施設を使わせていただいているということである。数百名の利用が可能な施設なので、郡単位で交流できるのが良い。また、施設の貸出以外に、その施設でしかできないプログラムを実施しているということを知った。市独自で施設を持っていないので、県立青少年教育施設に頼らざるを得ない。稼働率の話が出ているが、民間ではつぶれてしまう稼働率かもしれないが、県の施設であるから存続が重要な施設であると思う。維持費のほかに修繕費がかかると思うが、それを削減しないで、維持してほしい。また、良いバランスで5施設が配置されているので、継続してほしい。先ほども御意見があったが、教育に対する投資と考えている。稼働率が上がるように指定管理者にお願いしても、県の支援が必要ではないかと思う。私は図書館に勤務しているが、学習指導要領が改訂されてから、学校で本を使った授業が推進され、貸出が増えた。やはり教育現場の影響は大きいと強く感じている。キャリア教育もそうであるが、学校への貸出や学校との交流が年々増えてきた。最近では、高校生の利用が少ないような気がする。以前は高校受験が終わると、高校から入学予定者に本のリストが渡され、入学までにこのような本を読んでもらうというお願いがあり、中学を卒業した子どもたちが本を読みに来ていた。しかし、最近では、そういうことがないので残念である。学校が動き出すと、推進力がとてもあるので、青少年教育施設の稼働率を上げるという意味で、高校の利用を義務付けても良いのではないかと思う。冬の施設の利用率を上げるために名称変更して、一般の利用者を増やす意見には大賛成である。基本的には教育的投資であるので、今の状況を、ぜひ維持していただきたいと思っている。

議長

独自の教育を、かたくなに推進するものもあって良いのではないか。稼働率に関係なく、これだけはやってくれというものがあっても良いと思う。そのためには、青少年教育に燃えたスタッフがいなければならない。私は、中学校に6、7年勤務していたことがある。しかし、社会教育にあこがれた。理由は、国立の青年の家に行くと、ものすごく多くの人が出て、とてもこの施設にはかなわないと、衝撃を受けた記憶があるからだ。そこには、青少年教育に燃えた人たちがたくさんいた。今は無理ということではなく、まだ余地はあるような気がする。

委員

戦後、青年が中心となり、公民館が盛り上がった。社会教育の関連法規の中で、運営の方針を規制しているのは、公民館に対しての社会教育法第23条だけである。他の施設については、規制はない。青少年教育施設についても規制はないのだから、閑散期等に子どもたちを集めて塾を開いてもかまわないと思う。思い切った発想の運営・経営を行っても良いのではないか。例えば、人が来ない閑散期は、思い切って施設を閉めてしまう。そういう契約をするようなことも考えていかななくてはならないと思う。中身が伴わなければ、教育施設だからという理由は、今の社会では通用しない。内部改革とともに、旧来の慣習にとらわれないようにということが、答申等にも出ている。新しいものに積極的に取り組んでいくという姿勢が、新しい青少年教育施設像、研修所的な意味を作っていくのではないだろうか。思い切った改革、方向転換をしてほしい。

委員

チャレンジ精神とか、コミュニケーションとか、グローバルな国際交流ができる人間の育成が求められている。そのことが、中教審の答申等で行われている。だから、そういったものがきちんとできる体験をさせる。もう1つは、民間との提携、例えば、現在ある市では、都会で農業体験をしたい人に、バンガローのような宿と畑を貸している。借りた方は、1週間泊まり込みで農作業をして家に帰る。これを繰り返し、収穫をむかえるというような事業を行っている。今、徐々に利用者が増えているということである。民間会社だが、農業収入が1億円を超える農家が、さまざまな循環型農業を行っている。食べ残したキャベツをエネルギーにかえたり、肥料にかえたりして農業を行っている。こういうところと提携をして、いろいろな体験をする。だから、民間企業との提携、あるいは地域との連携をしながら、さまざまなプログラムが考えられると思う。市の農政で、小見川少年自然の家の裏側の田を借りて、都会の子どもたちに田植えをさせる事業は人気があるようである。さまざまな市町村の事業、あるいは民間の事業とタイアップしながらの事業は、たいへんおもしろいものになると思う。話は変わるが、1学年の人数が多い大規模校の子どもたちと、1学年に10人もいないような小規模校の子どもたちとが一緒に、青年の家や少年自然の家でコラボしながら行事を行うと、とても良いプログラムになると思う。都市部だけでなく郡部の子どもたちも胸を張って、私たちにはこういう良いところがあるんだということを目

覚できるような活動をすることによって、都会の子どもたちも素朴な勉強ができる。また、いなかの子どもたちが都会に洗練された空気に触れて、両方が関わってくるような事業を考えていただくと、たいへん良い施設になると思うので、各青少年教育施設で研究していくと良い。

議 長

事務局で、意見があるか。

事務局

体験の重要性について委員から御意見があったが、「今後の国立青少年教育施設の在り方について」の報告書の中にも「経済的に余裕のある家庭では、子どもはさまざまな体験活動を行うことができることから、家庭の経済格差が子どもの体験格差を生み、それがさらに子どもの学力格差等につながるとの指摘もなされている。」とある。貴重な御意見ありがとうございました。

本日欠席の委員から、事前に意見を伺っているのでお伝えする。もっと学校や関係者にPRすべきだろうということと、自然体験の他に農業体験や福祉体験等、別の体験と組み合わせたプログラムを開発していくことも必要だろうという御意見をいただいた。

議 長

千葉県はどうかかわからないが、少年自然の家の運営委員に子どもが一人も入っていない。

事務局

小見川少年自然の家には、高校生が入っている。

議 長

ある町の公民館で、料理教室の先生が中学校3年生の男子だったという例があった。そういう驚くことを私はたくさん見てきた。打つ手はいろいろあると思う。ここは文化が強いところ、ここはスポーツが強いところというように、特色があるとよい。日本では、廃校が多くなってきている。昨年で500校くらい、その前の年は460校くらいが廃校になっている。そういうことにも関係しているが、廃校を青少年教育施設にするという考えが圧倒的に多い。青少年教育施設を増やそうという傾向にあると思う。青少年教育施設は、今でも魅力はあるのだが、さらに魅力を高める必要があると思う。

他に意見はあるか。

委員

県外の団体に施設を貸すことはあるのか。

事務局

今年度、県外の宿泊団体の利用は、平均約22%である。特に、小見川少年自然の家、手賀の丘少年自然の家、鴨川青年の家については、35%以上である。料金等は、県内の方と同じである。

委員

青少年教育施設の今後の在り方については、最終的にいつ頃まとめるのか。

事務局

本日いただいた貴重な御意見をまとめ、次回の6月の会議でお示ししたい。6月の会議は、青少年教育施設の視察を兼ねる予定である。その後、委員の方々に方向性をまとめていただきたいと思います。最終的なまとめについては、委員の皆様の任期が11月までとなっているので、その間に集中的に審議いただき、結論を出したいと考えている。

議 長

議事（2）とあるが、その他の議事はあるか。

事務局

ない。

議 長

以上で議事を終了し、議長の任を解かせていただく。

事務局

議事が終了したので、傍聴人の方は退席をお願いします。

5 諸連絡

次回の会議は、6月後半を予定している。日程調整をよろしくお願ひしたい。

6 閉 会